

青森県情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成28年3月22日付け答申第39号）の概要

第1 件名

県営住宅〇〇号室に関する写真に係る開示決定処分に対する異議申立て

第2 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、第4の1の（1）及び（2）に係る文書を不開示としたことは妥当ではなく、当該保有個人情報について、改めて青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号。以下「条例」という。）第16条第1項又は第3項の決定を行うべきである。

第3 経緯

1 保有個人情報開示請求 平成27年3月2日

「東青地域県民局地域整備部（指定管理者コーポラス青森）に対して2011年～2012年に県営住宅〇〇号室に於いて、廊下の両側から水分が浮き出てきた現場写真、掃除機本体写真、玄関横の部屋天井の結露が溶けて水分が耐火ボードに吸収されて汚れたあとの現場写真、廊下横収納庫からの結露による耐火ボードが溶けている現状写真及び工事終了後の写真一式」

2 開示決定 平成27年3月12日

本件開示請求の対象として、6個の行政文書を特定した上で、全部開示

3 異議申立て 平成27年4月30日

保有個人情報開示情報の不足分として写真25枚の開示を求める。

4 諮問 平成27年6月8日

第4 審査会の判断理由

1 本件異議申立ての対象となった行政文書について

- （1） 玄関のF I X窓周りのドア結露凍結の状況を、異議申立人が撮影し、指定管理者コーポラス青森に提出した写真 10枚（以下「本件保有個人情報1」という。）

- (2) 収納庫結露に係る修繕完成写真 5枚(以下「本件保有個人情報2」という。)
- (3) 廊下(床)の結露写真 5枚(以下「本件保有個人情報3」という。)
- (4) 掃除機のカラー写真 4枚(以下「本件保有個人情報4」という。)
- (5) 掃除機の白黒写真 1枚(以下「本件保有個人情報5」という。)

2 本件対象文書の存否について

(1) 本件保有個人情報1及び2について

ア 実施機関の説明によれば、開示請求書の中に「東青地域県民局地域整備部(指定管理者コーポラス青森)に対して」との記述があったことから、本件保有個人情報1については、異議申立人が撮影したものであり、東青地域県民局地域整備部及びコーポラス以外の者が撮影した写真であること並びに異議申立人が自ら所持していると考えたことにより、また、本件保有個人情報2については、指定管理者の委託業者が撮影したものであることから、いずれも原処分の対象外としたことである。

イ 実施機関においては、請求者の費用負担を考慮して、上記のように特定したものと料料されるが、開示請求書の記載を見る限り、これらの写真を対象外とする合理的な理由は見い出せない。実施機関においては、文書の特定に当たり不明な点がある場合には、あらかじめ開示請求者に確認するなどして、適切な文書の特定に努めるべきである。

ウ 以上から、本件保有個人情報1及び本件保有個人情報2については、開示請求の対象となる保有個人情報として特定し、改めて条例第16条第1項又は第3項の決定を行うべきである。

(2) 本件保有個人情報3について

ア 異議申立人は、本件処分によって開示を受けた写真以外にも、東青地域県民局地域整備部及び指定管理者コーポラス青森の職員が撮影した写真が存在し、現に異議申立人が事実上提供を受けている旨主張しており、これが本件保有個人情報3に該当すると思われる。

イ これについて実施機関は、「異議申立人が主張する写真は、平成23年7月15日に指定管理者コーポラス青森の職員が撮影し、平成27年3月23日に異議申立人が指定管理者コーポラス青森の事務所を訪れた際、異議申立人の口頭による開示請求に対して交付したものである。また、当該写真は平成27年4月に指定管理者コーポラス青森から東青地域県民局地域整備部に提供された。」と説明している。

ウ 以上から、本件保有個人情報3は、本件処分を行った平成27年3月12日時点においては実施機関は保有していなかったものと認められる。

(3) 本件保有個人情報4について

ア 実施機関の説明によれば、本件保有個人情報4の画像は、指定管理者が撮影したものであるが、本件処分を行った時点で実施機関が保有していたのは、指定管

理者が保有していた画像データを紙に出力したものを東青地域県民局地域整備部において白黒コピーし、それをさらに実施機関（建築住宅課）においてカラーコピーモードで複写したものと認められる。実施機関は、結果として白黒に見える写真のみを保有していたことになる。

イ 以上から、カラー写真としての本件保有個人情報 4 は実施機関は保有していないと認められる。

(4) 本件保有個人情報 5 について

ア 実施機関は、本件保有個人情報 5 は、原処分において既に開示していると説明している。

イ 当審査会が対象保有個人情報を見分したところ、当該写真には、「H23. 12. 26」との日付が付されていた。実施機関に確認したところ、当該写真は平成23年12月30日に撮影したものであり、開示した保有個人情報に記載した日付が誤っていたとのことである。

ウ 以上から、本件保有個人情報 5 は開示済みであると認められる。

3 結論

以上のとおり、実施機関は、本件保有個人情報 1 及び 2 を保有しており、本件保有個人情報 3 及び 4 を保有しておらず、本件保有個人情報 5 は開示済みであると認められるので、第 2 のとおり判断する。

第 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 6 月 8 日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成27年 7 月 1 日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成27年 8 月 28 日 (第61回審査会)	・ 審査を行った。
平成27年10月 5 日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成27年10月16日 (第62回審査会)	・ 審査を行った。
平成27年11月13日 (第63回審査会)	・ 審査を行った。
平成27年12月11日 (第64回審査会)	・ 審査を行った。
平成28年 1 月 15 日	・ 異議申立人に対する照会について、異議申立人からの書面を受理した。
平成28年 1 月 25 日 (第65回審査会)	・ 審査を行った。
平成28年 2 月 15 日 (第66回審査会)	・ 審査を行った。
平成28年 2 月 17 日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成28年 3 月 10 日 (第67回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

（平成28年 3 月22日現在）